

結核追加検診を実施

町では、結核の追加検診を下記の日程で実施します。結核検診は、感染症法により65歳以上の方すべてを対象に年1回の受診が義務付けられています。対象の方で、9月に行われた結核検診を受けていない方は、必ず受診しましょう。なお、何らかの理由で受診できない方、病院や職場で受診した方、または受診予定の方は11月20日までに町健康福祉課にご連絡ください。

▷対象 65歳以上で結核検診と肺がん検診、人間ドックを受けていない方

◇日程

期 日	時 間	検診会場
11月19日(木)	午前10時半～11時	豊間根生活改善センター
	午後1時～2時	保健センター
11月20日(金)	午前10時～11時	保健センター

◆問い合わせ 町健康福祉課健康管理係(☎82-3111内線142) へどうぞ。

医薬品副作用被害救済制度

「医薬品副作用被害救済制度」と「生物由来製品感染等被害救済制度」の2つの制度は、病気の治療に適正に使用した医薬品などの副作用による健康被害に対する救済制度です。

この制度では、副作用によって重い健康被害を受けた方や障がいが残った方の本人や家族、または亡くなった方の遺族などに対して医療費や障害年金、遺族年金などを支給します。

医薬品などの副作用によって本人や家族が健康被害を受けた方や、副作用が関連している疑いがあると思われる方は、救済制度相談窓口にご相談ください。

◆相談先・問い合わせ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構相談窓口(平日の午前9時～午後5時・フリーダイヤル0120-149-931) へどうぞ。

インフルエンザ予防接種費用を一部助成します

町では、町内に住所のある子どもと高齢者のインフルエンザ予防接種に対して費用を助成します。

インフルエンザの予防接種は義務ではなく、本人や保護者の方が接種を希望した場合に行うものです。予防接種の副反応や注意事項などを理解したうえで、医療機関に予約し接種してください。

なお、町外の医療機関で接種する場合は、事前に医療機関宛ての接種依頼書の発行手続きが必要となりますので、町健康福祉課窓口にご連絡ください。

▷助成期間 11月1日～来年1月31日

▷自己負担額 医療機関で定める接種料金から、下記の助成額を引いた金額が、本人負担額になります。(接種料金は医療機関によって異なります)

◎子どものインフルエンザ予防接種

▷対象者 生後6カ月から来年3月31日までに18歳になる方

▷持ち物 ▶母子健康手帳▶医療費助成の受給者証や健康保険証(住所と生年月日の記載されている証明書)▶本人負担金

▷助成額と助成回数 ▶生後6カ月～13歳未満…2,000円を2回▶13歳以上18歳未満…2,000円を1回

◎高齢者のインフルエンザ予防接種

▷対象者 ①接種日時時点で65歳以上の方②接種日時時点で身体障害者手帳1級の人のうち、心臓や腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害を有する方

▷持ち物 ▶健康手帳▶健康保険証▶休日、夜間等受診手帳(生活保護世帯の方)▶障害者手帳(②の方)

▷助成額と助成回数 2,000円を1回(生活保護世帯の方は上限4,000円)

◆問い合わせ 町健康福祉課健康管理係(☎82-3111内線142) へどうぞ。

野鳥の持つ病原体に注意しましょう

病気によって死んだ野鳥は、体内や羽毛などに細菌や寄生虫などの病原体があることがあります。感染症予防のために、野鳥の死骸は素手で触らないようにしましょう。また、同じ場所でたくさんの鳥が死んでいるのを見つけた場合は、町農林課までご連絡をお願いします。

◎野鳥はさまざまな原因で死にます

野鳥が死んでしまう理由は、病気の他に餌がとれずに衰弱する、環境の変化に耐えられないなど、実にさまざまです。このため、野鳥の死骸を見つけても鳥インフルエンザを直ちに疑う必要はありません。

◎鳥インフルエンザウイルスの人への感染について

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触などの特殊な場合を除いて、通常では人には感

染しないと考えられています。日常生活においては、過度に心配する必要はありません。

◆連絡先・問い合わせ 町農林課農業振興係(☎82-3111内線212) へどうぞ。

◎鳥インフルエンザの発生を予防しましょう

家庭で飼われている鶏などの家きん類は、渡り鳥から高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザに感染する場合があります。

渡り鳥が飛来する季節になりましたので、鶏舎への野鳥の侵入防止や、鶏舎とその周辺の消毒など、予防対策を必ず行いましょう。詳しくはお問い合わせください。

◆問い合わせ 県中央家畜保健衛生所(☎019-688-4111) へどうぞ。